



災害時における機器・役務等の 提供協力に関する協定

幕 別 町



ダスキンオビヒロ株式会社

災害時における機器・役務等の提供協力に関する協定

(趣旨)

第1条 幕別町（以下「甲」という。）とダスキンオビヒロ株式会社（以下「乙」という。）とは、幕別町内に地震、風水害その他のによる災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難所等において必要となる機器等の物資及び清掃作業等の役務（以下「機器・役務等」という。）の提供に関して、必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(協力の要請)

第3条 災害時において、甲が機器・役務等の提供を必要とするときには、甲は、乙に対して機器・役務等の供給について協力を要請することができる。また、甲は、乙が機器・役務等の提供を円滑に行えるよう、関係機関との連絡調整を行うものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、機器・役務等の提供に対する協力に積極的に努めるものとする。

(協力の内容)

第5条 甲が乙に要請する災害時の機器・役務等の内容は、甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた機器・役務等以外の提供についても、可能な範囲で協力するものとする。

(協力の要請手続)

第6条 甲の、乙に対する要請手続きは、機器・役務等提供要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、後日要請書を提出するものとする。

(提供場所)

第7条 機器・役務等の提供場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認するものとする。

2 乙は、機器・役務等の提供終了後、速やかに機器・役務等提供完了報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

(運搬又は移動)

第8条 機器・役務等の提供場所までの運搬又は移動（以下「運搬等」という。）は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬等することができない場合は、甲が定める手段により運搬等するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が機器・役務等を提供する際には、関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また、甲は、乙が輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

(配慮事項)

第10条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、機器・運搬等の提供に従事する者の生命の安全に配慮するものとする。

(損害の負担)

第11条 本協定に基づく協力の実施にあたり、損害（機器の紛失や破損、機器が原因となる事故、作業に伴う事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

(費用)

第12条 第3条及び第8条の規定により、乙が提供した機器・役務等及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(情報連絡体制の確認)

第13条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに同月1日の担当者を文書等で報告するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第14条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

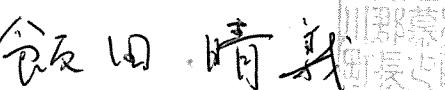
第15条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第16条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和2年11月27日

甲 北海道中川郡幕別町本町130番地
幕別町
幕別町長 

乙 北海道帯広市西22条南4丁目35
ダスキンオビヒロ株式会社

代表取締役社長

